

青森県報

第二千五百五十七号

平成十七年
十一月二十一日
(月曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請	（環境政策課）	一
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請	（同）	二
自動車専用道路の指定	（道路課）	二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	（県民生活政策課）	三
農地保有合理化事業規程の承認	（構造政策課）	三
開発行為に関する工事の完了	（建築住宅課）	三

公安委員会

青森県警備業法施行規則の一部を改正する規則	（生活安全課）	四
-----------------------	---------	---

告 示

青森県告示第八百七十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する同法第八条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年十一月二十一日

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

東北東京鐵鋼株式会社

2 住所

八戸市大字河原木字海岸四番地一

3 代表者の氏名

代表取締役 櫻井 憲一

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

八戸市大字河原木字海岸四番五七、一七番六、一九番二、一九番二一

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設(焼却施設)

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ（これらについて、廃家電等破砕物及び自動車等破砕物に限る。）

五 申請年月日

平成十七年十月二十八日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

八戸市環境部環境政策課

2 期間

平成十七年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

午前八時三十分から午後五時まで

当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年一月四日

2 提出先

〒〇三〇・八五七〇 青森市長島一丁目一番一号
青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第八百七十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

東北東京鐵鋼株式会社

2 住所

八戸市大字河原木字海岸四番地一

3 代表者の氏名

代表取締役 櫻井 憲一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

八戸市大字河原木字海岸四番五七、一七番六、一九番二一、一九番二二

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、ゴムくず、紙くず、木くず、織

維くず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらについて、自動車等破砕物に限る。）

5 申請年月日

平成十七年十月二十八日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課
青森県環境保健センター八戸環境管理事務所
八戸市環境部環境政策課

2 期間

平成十七年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年一月四日

2 提出先

〒〇三〇・八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第八百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次の

とおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定するので、同条第四項前段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年十二月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	指 定 す る 道 路 の 部 分	指 定 す る 期 日
国道 二七九号	上北郡野辺地町字タラノ木一三三の二から 上北郡東北町字湯田平一三二の一まで	平成二七・二・三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十七年十一月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リベロ津軽サッカークラブ
- 三 代表者の氏名
松宮 隆治
- 四 主たる事務所の所在地

弘前市

五 定款に記載された目的

この法人は、地域のスポーツクラブとして地域住民に対して、スポーツの振興とサッカーを通じた子供の健全育成に関する事業を行い、明るく健康的でスポーツの盛んな地域の創造に寄与することを目的とする。

農地保有合理化事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定により、つがる弘前農業協同組合の農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡百石町一川目一丁目六五の四四 一の一部	二 上北郡百石町一川目一丁目七三の三四 一 川目町内会 会長 工藤正志
上北郡百石町堀ノ内一九一の二	上北郡百石町字下川原一八の三 小比類巻幸吉

公 安 委 員 会

青森県警備業法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月二十一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第十四号

青森県警備業法施行規則の一部を改正する規則

青森県警備業法施行規則（平成十五年四月青森県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十一条の七」を「第四十三條」に、「第十六條の二」を「第五十一條」に改める。

第二条第二号中「非金属性」を「非金属製」に改める。

第四条第二号中「警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。）第一条第一項」を「警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第一条第二号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改め、同条第三号中「第一条第一項」を「第一条第五号」に、「核燃料物質等運搬警備業務」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務」に改め、「及び」の下に「同条第六号に規定する」を加える。

第五条の見出し中「非金属性」を「非金属製」に改め、同条中「非金属性」を「非金属製」に改め、同条第二号中「第一条第一項」を「第一条第二号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改める。

第六条中「第十一条の七」を「第四十三條」に改める。

第八条中「第十六條の二」を「第五十一條」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭